

平成23年度法改正対策

— 特別講演会 —

法改正のツボ (短答編)

【配布資料】

担当講師：酒井 俊之講師

＜無断複製（コピー等）・無断転載等を禁じます。＞

1－1．通常実施権等の対抗制度の見直し

特99条（通常実施権の対抗力）

通常実施権は、その発生後にその特許権若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

特許権者の転得者等に対する当然対抗

- (1) 「その特許権若しくは専用実施権をその後に取得した者」：その特許権若しくはその専用実施権の転得者（承継者）
- ① 「その特許権」：当該通常実施権を許諾した特許権者の特許権
 - ② 「その専用実施権」：当該通常実施権を許諾した専用実施権者の専用実施権
- (2) 「その特許権についての専用実施権をその後に取得した者」：当該通常実施権を許諾した特許権者が当該通常実施権の許諾後に設定した専用実施権者
通常実施権許諾後に専用実施権の設定可能。→H16-33-(イ)

注意：

- ・ 実用新案法、意匠法に準用規定あり（実19条、意28条）
- ・ 商標法では不準用。

1－2．通常実施権等の対抗制度の見直し 追加規定

特34条の3（仮通常実施権）

- 5 第1項若しくは前条第4項又は実用新案法第4条の2第1項の規定による仮通常実施権に係る第41条第1項の先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が第36条の2第2項の外国語書面出願である場合にあっては、同条第1項の外国語書面）に記載された発明に基づいて第41条第1項の規定による優先権の主張があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該優先権の主張を伴う特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 8 実用新案法第4条の2第1項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第46条第1項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- 9 意匠法（昭和34年法律第125号）第5条の2第1項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第46条第2項の規定による出願の変更があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、当該出願の変更に係る特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、仮通常実施権が許諾されたものとみなす。ただし、当該設定行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

【第5項】国内優先権主張の引継ぎ

- (1) 原則：国内優先権主張があった場合、先の出願に係る仮通常実施権は、後の出願に引き継がれる
- (2) 例外：別段の定めがある場合

※国内優先権の主張に、仮通常実施権者の承諾不要（41条1項）

【第8項】【第9項】出願変更における仮通常実施権の引継ぎ

- (1) 実用新案法・意匠法においても、仮通常実施権の規定あり（平成23年法改正：実4条の2、意5条の2）
- (2) 原則：実案→特許、意匠→特許への出願変更があった場合、仮通常実施権は引き継がれる
- (3) 例外：別段の定めがある場合

※実用新案登録に基づく特許出願（46条の2）の場合には仮通常実施権引継ぎの規定なし

特34条の5

仮通常実施権は、その許諾後に当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権又は当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

特許を受ける権利の転得者に対する当然対抗

- (1) 「当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利若しくは仮専用実施権」
 - ①「特許を受ける権利」：当該仮通常実施権を許諾した特許を受ける権利を有する者の特許を受ける権利
 - ②「仮専用実施権」：当該仮通常実施権を許諾した仮専用実施権者の仮専用実施権
- (2) 「当該仮通常実施権に係る特許を受ける権利に関する仮専用実施権」
当該仮通常実施権を許諾した特許を受ける権利を有する者が当該仮通常実施権の許諾後に設定した仮専用実施権者

※ 平成23年法改正の通常実施権当然対抗制度により、仮通常実施権は転得者に対しても当然対抗となった。

実4条の2（仮通常実施権）

実用新案登録を受ける権利を有する者は、その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権について、その実用新案登録出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

- 2 前項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について実用新案権の設定の登録があったときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その実用新案権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。
- 3 特許法第33条第2項及び第3項、第34条の3第4項から第6項まで及び第8項から第10項まで並びに第34条の5の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第34条の3第8項中「実用新案法第4条の2第1項の規定による仮通常実施権に係る実用新案登録出願について、第46条第1項」とあるのは「第1項又は前条第4項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、実用新案法第10条第1項」と、同条第9項中「第46条第2項」とあるのは「実用新案法第10条第2項」と読み替えるものとする。

【第1項】仮通常実施権の許諾

(1) 主体と対象

- ・実用新案登録を受ける権利を有する者
- ・その実用新案登録を受ける権利に基づいて取得すべき実用新案権

(2) 設定し得る範囲

- ・願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面に記載した事項の範囲内

【第2項】仮通常実施権と通常実施権の関係

新たに通常実施権を許諾することなく実用新案権について通常実施権の許諾擬制

【第3項】特許法の準用

- (1) 質権の目的とすることができない（特33条2項）
- (2) 共有に係る仮通常実施権の譲渡は他の共有者の同意必要（特33条3項）
- (3) 仮通常実施権の移転、国内優先権主張の引継ぎ、分割がされた場合（特34条の3第4項～6項）
- (4) 出願変更における仮通常実施権の引継ぎ、仮通常実施権の消滅（特34条の3第8項～10項） 注意：

- ・平成23年法改正により、実用新案法・意匠法に仮通常実施権が導入された（仮専用実施権は導入なし）。
- ・商標法では仮専用実施権・仮通常実施権ともに導入なし。

意5条の2（仮通常実施権）

意匠登録を受ける権利を有する者は、その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権について、その意匠登録出願の願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内において、他人に仮通常実施権を許諾することができる。

- 2 前項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について意匠権の設定の登録があつたときは、当該仮通常実施権を有する者に対し、その意匠権について、当該仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内において、通常実施権が許諾されたものとみなす。
- 3 特許法（昭和34年法律第121号）第33条第2項及び第3項、第34条の3第4項、第6項及び第8項から第10項まで並びに第34条の5の規定は、仮通常実施権に準用する。この場合において、同法第34条の3第8項中「第46条第1項」とあるのは「意匠法第13条第2項」と、同条第9項中「意匠法（昭和34年法律第125号）第5条の2第1項の規定による仮通常実施権に係る意匠登録出願について、第46条第2項」とあるのは「第1項又は前条第4項の規定による仮通常実施権に係る特許出願について、意匠法第13条第1項」と読み替えるものとする。

【第1項】仮通常実施権の許諾

- (1) 主体と対象
 - ・意匠登録を受ける権利を有する者
 - ・その意匠登録を受ける権利に基づいて取得すべき意匠権
- (2) 設定し得る範囲
 - ・願書の記載及び願書に添付した図面等に現された意匠又はこれに類似する意匠の範囲内

【第2項】仮通常実施権と通常実施権の関係

意匠権の設定登録があつたときに、通常実施権の許諾擬制

【第3項】特許法の準用

- (1) 質権の目的とすることができない（特33条2項）
- (2) 共有に係る仮通常実施権の譲渡は他の共有者の同意必要（特33条3項）
- (3) 仮通常実施権の移転、国内優先権主張の引継ぎ、分割がされた場合（特34条の3第4項、6項）
- (4) 出願変更における仮通常実施権の引継ぎ、仮通常実施権の消滅、仮通常実施権の対抗力（特34条の3第8項～10項、特34条の5）

注意：

- ・平成23年法改正により、実用新案法・意匠法に仮通常実施権が導入された（仮専用実施権は導入なし）。
- ・商標法では仮専用実施権・仮通常実施権ともに導入なし。

特38条の2（特許出願の放棄又は取下げ）

特許出願人は、その特許出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その承諾を得た場合に限り、その特許出願を放棄し、又は取り下げることができる。

平成23年法改正の通常実施権当然対抗制度により、特許出願の放棄等の際に承諾が必要な者は「仮専用実施権」を有する者のみとなった。

特41条（特許出願等に基づく優先権主張）

特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける権利を有する特許出願又は実用新案登録出願であつて先にされたもの（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合にあっては、外国語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

- 一 その特許出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合
- 二 先の出願が第44条第1項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第46条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは第46条の2第1項の規定による実用新案登録に基づく特許出願又は実用新案法第11条第1項において準用するこの法律第44条第1項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新たな実用新案登録出願若しくは実用新案法第10条第1項若しくは第2項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合
- 三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合
- 四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合
- 五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第14条第2項に規定する設定の登録がされている場合

【第1項】要件

「国内優先権制度」とは、わが国にした先の出願に基づく優先権主張を伴う後の出願に対し、一定の優先的な取扱いを認める制度

(1) 主体

特許を受けようとするものであって、先の出願の特許等を受ける権利を有する者
→先の出願の出願人と後の出願の出願人とが後の出願時で完全同一（たとえ、共同出願人の1人の出願でも不可）。ただし、承継人可。なお、発明者の同一は必要なし。→H23-5-(ロ)、H18-46-(ハ)、H15-14-4、H14-20-(イ)、H12-47-1

(2) 客体→H18-46-(イ)

- ① 先の出願がわが国への特許又は実用新案登録出願であること
- ② 先の出願が後の出願時に序に係属していること
→係属していない場合（3号～5号）
- ③ 先の出願が分割・変更・実用新案登録に基づく特許出願に係るものでないこと→H23-5-(ハ)、H20-8-1、H15-14-3、H12-47-4、H17-47-(イ)、H14-54-4、

H13-26-5、H11-13-3、H18-46-(ロ)

理由：審査及び第三者の負担増大。

- ④ 後の出願に係る発明と同一の発明が先の出願の当初明細書、特許請求の範囲又は図面に記載されていること

先の出願が外国語書面出願の場合には、当初明細書、特許請求の範囲又は図面は、外国語書面が相当→H13-41-2

- (3) 時期：先の出願日から1年以内。理由：パリ条約との均衡

- (4) 手続：先の出願について仮専用実施権者があるときは承諾必要（仮通常実施権者の承諾は不要。関連事項：36条の3第5項で優先権主張の引継ぎあり）

特84条の2（通常実施権者の意見の陳述）

第83条第2項の裁定の請求があつたときは、その特許に関し通常実施権を有する者は、前条に規定する期間内に限り、その裁定の請求について意見を述べることができる。

平成23年法改正の通常実施権者当然対抗制度により、84条の「登録した権利を有する者」に通常実施権者が含まれない→通常実施権者に意見陳述機会

特87条（裁定の謄本の送達）

特許庁長官は、第83条第2項の裁定をしたときは、裁定の謄本を当事者、当事者以外の者であつてその特許に関し登録した権利を有するもの及び第84条の2の規定により意見を述べた通常実施権者に送達しなければならない。

- 2 当事者に対し前項の規定により通常実施権を設定すべき旨の裁定の謄本の送達があつたときは、裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

【第1項】送達先

- ① 当事者
- ② 当事者以外の登録した権利を有する者
- ③ 84条の2で意見陳述した通常実施権者
 - 裁定自体に対する不服申立て可
 - 行政不服審査法による異議申立て

【第2項】協議成立擬制

裁定の謄本の「送達」があつたときに協議成立擬制

1－3．通常実施権等の対抗制度の見直し 登録不要となった規定

- (1) 特27条 特許原簿への登録
- (2) 特34条の3第2, 3, 6, 7項 仮通常実施権
- (3) 特67条の3第1項2号、特125条の2第1項2号 存続期間の延長登録
- (4) 特80条1項3号、特81条 いわゆる中用権

1－4．通常実施権等の対抗制度の見直し 変更なしの規定

- (1) 特34条の2第7項 仮専用実施権の放棄は、仮通常実施権者の承諾必要
- (2) 特46条の2 実用新案登録に基づく特許出願には仮通常実施権の引継ぎ規定なし
- (3) 特97条1項, 2項、特127条 特許権等の放棄、訂正審判の請求は承諾必要

2－1. 冒認出願等に対する救済措置

特74条（特許権の移転の特例）

特許が第123条第1項第2号に規定する要件に該当するとき（その特許が第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第6号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許権の移転を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたときは、その特許権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第65条第1項又は第184条の10第1項の規定による請求権についても、同様とする。
- 3 共有に係る特許権について第1項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第1項の規定は、適用しない。

【第1項】特許権の移転の請求

- (1) 共同出願違反（123条1項2号のうち38条違反の場合）
- (2) 冒認出願（123条1項6号の場合）

注：移転登録により、(1)、(2)の原権利者の特許権は消滅する。

→原権利者による専用実施権・通常実施権も消滅する。

救済措置：79条の2→善意実施の原特許権者・原専用実施権者・原通常実施権者に法定通常実施権が認められる。

【第2項】移転の登録の効果

- (1) 特許権の帰属について遡及効

当初（設定登録時）から正当権利者（移転登録を受けた者）に帰属していたものとみなす。

- (2) 補償金請求権（65条、184条の10）の遡及効

当初から正当権利者（移転登録を受けた者）に帰属していたものとみなす。

【第3項】共有の場合は73条1項不適用

特許権が共有の場合に一部（持分）移転請求をする場合は、共有者の同意不要。

注意：

- ・商標法における規定なし。

実17条の2（実用新案権の移転の特例）

実用新案登録が第37条第1項第2号に規定する要件に該当するとき（その実用新案登録が第11条第1項において準用する特許法第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は第37条第1項第5号に規定する要件に該当するときは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その実用新案権者に対し、当該実用新案権の移転を請求することができる。

- 2 前項の規定による請求に基づく実用新案権の移転の登録があつたときは、その実用新案権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。
- 3 共有に係る実用新案権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第26条において準用する特許法第73条第1項の規定は、適用しない。

【第1項】実用新案権の移転の請求

- ・ 特74条同様。
- ・ 善意実施者に対する救済措置（特79条の2）を実26条で準用

【第2項】移転の登録の効果

初めから正当権利者（移転登録を受けた者）に帰属していたものとみなす。

【第3項】共有の場合は73条1項不適用

実用新案権が共有の場合に一部（持分）移転請求をする場合は、共有者の同意不要。

意26条の2（意匠権の移転の特例）

意匠登録が第48条第1項第1号に規定する要件に該当するとき（その意匠登録が第15条第1項において準用する特許法第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は第48条第1項第3号に規定する要件に該当するときは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その意匠権者に対し、当該意匠権の移転を請求することができる。

- 2 本意匠又は関連意匠の意匠権についての前項の規定による請求は、本意匠又は関連意匠の意匠権のいずれかの消滅後は、当該消滅した意匠権が第49条の規定により初めから存在しなかつたものとみなされたときを除き、することができない。
- 3 第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録があつたときは、その意匠権は、初めから当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。
- 4 共有に係る意匠権について第1項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、第36条において準用する特許法第73条第1項の規定は、適用しない。

cf. 特74条

【第2項】本意匠と関連意匠の場合の取扱い

原則：一体で移転請求（意22条の適用あり）

例外：本意匠又は関連意匠のいずれかが消滅（遡及消滅以外）した場合の移転の禁止

2-2. 冒認出願等に対する救済措置 追加規定

特79条の2（特許権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第74条第1項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録の際現にその特許権、その特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の移転の登録前に、特許が第123条第1項第2号に規定する要件に該当すること（その特許が第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第6号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該発明の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、その特許権について通常実施権を有する。

- 2 当該特許権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

【第1項】発生要件

（前提として、移転登録により元の特許権およびそれに付随する権利（実施権、質権）がすべて消滅）

- (1) 特許権の移転登録の際現に特許権・専用実施権・通常実施権を有していた者であること。
- (2) 特許権の移転登録前に、特許が共同出願違反・冒認出願に該当することを知らないで、日本国内において実施等している原特許権者・原専用実施権者・原通常実施権者であること。

注：平成23年法改正で74条（特許権の移転の特例）が導入されたことによる、善意実施者への救済規定である。

【第2項】対価を受ける権利

相当の対価必要。

注意：

- ・ 実用新案法における規定なし。
- ・ 質権者に対する手当てはなし。
- ・ 特許権の設定登録前における第三者（譲受人、仮実施権者）は保護規定なし

意29条の3（意匠権の移転の登録前の実施による通常実施権）

第26条の2第1項の規定による請求に基づく意匠権の移転の登録の際にその意匠権、その意匠権についての専用実施権又はその意匠権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その意匠権の移転の登録前に、意匠登録が第48条第1項第1号に規定する要件に該当すること（その意匠登録が第15条第1項において準用する特許法第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は第48条第1項第3号に規定する要件に該当することを知らないで、日本国内において当該意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしているもの又はその事業の準備をしているものは、その実施又は準備をしている意匠及び事業の目的の範囲内において、その意匠権について通常実施権を有する。

- 2 当該意匠権者は、前項の規定により通常実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。

特79条の2と同様の規定

特123条（特許無効審判）

特許が次の各号のいずれかに該当するときは、その特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。この場合において、2以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

二 その特許が第25条、第29条、第29条の2、第32条、第38条又は第39条第1項から第4項までの規定に違反してされたとき（その特許が第38条の規定に違反してされた場合にあっては、第74条第1項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）。

六 その特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたとき（第74条第1項の規定による請求に基づき、その特許に係る特許権の移転の登録があつたときを除く。）。

- 2 特許無効審判は、何人も請求することができる。ただし、特許が前項第2号に該当すること（その特許が第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は同項第6号に該当することを理由とするものは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

【第1項】請求の客体的要件

第2号（共同出願違反の場合のみ）と第6号については、特許権の移転登録（特74条）があつた場合は無効審判請求できない。

→正当権利者は、共同出願違反・冒認出願の場合は、特許権の移転を請求するか、特許無効審判を請求するか選択可能。

注意：「発明者でない者であつて」は削除

【第2項】請求の主体的要件→H19-22-5

(1) 請求人→原則：何人（冒認・共同出願違反の場合を除く）

在外者の場合特許管理人による

例外：特許を受ける権利を有する者のみ

（冒認・共同出願違反の場合）

理由→真の権利者による移転請求（特74条）を可能とするため

- ① 審判の請求人の地位は、相続人に承継されることがある。
 - ② 法人でない社団等も手続可能（特6条1項2号）
- (2) 被請求人：被保佐人及び法定代理人は単独で手続可能（特7条4項）

実37条（実用新案登録無効審判）

実用新案登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その実用新案登録を無効にすることについて実用新案登録無効審判を請求することができる。この場合において、2以上の請求項に係るものについては、請求項ごとに請求することができる。

- 二 その実用新案登録が第2条の5第3項において準用する特許法第25条、第3条、第3条の2、第4条、第7条第1項から第3項まで若しくは第6項又は第11条第1項において準用する同法第38条の規定に違反してされたとき（その実用新案登録が第11条第1項において準用する同法第38条の規定に違反してされた場合にあっては、第17条の2第1項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。
 - 五 その実用新案登録がその考案について実用新案登録を受ける権利を有しない者の実用新案登録出願に対してされたとき（第17条の2第1項の規定による請求に基づき、その実用新案登録に係る実用新案権の移転の登録があつたときを除く。）。
- 2 実用新案登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、実用新案登録が前項第2号に該当すること（その実用新案登録が第11条第1項において準用する特許法第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第5号に該当することを理由とするものは、当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

意48条（意匠登録無効審判）

意匠登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その意匠登録を無効にすることについて意匠登録無効審判を請求することができる。

- 一 その意匠登録が第3条（→H12-41-1）、第3条の2、第5条、第9条第1項若しくは第2項、第10条第2項若しくは第3項、第15条第1項において準用する特許法第38条又は第68条第3項において準用する同法第25条の規定に違反してされたとき（その意匠登録が第15条第1項において準用する同法第38条の規定に違反してされた場合にあっては、第26条の2第1項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。
 - 三 その意匠登録がその意匠について意匠登録を受ける権利を有しない者の意匠登録出願に対してされたとき（第26条の2第1項の規定による請求に基づき、その意匠登録に係る意匠権の移転の登録があつたときを除く。）。
- 2 意匠登録無効審判は、何人も請求することができる。ただし、意匠登録が前項第1号に該当すること（その意匠登録が第15条第1項において準用する特許法第38条の規定に違反してされたときに限る。）又は前項第3号に該当することを理由とするものは、当該意匠登録に係る意匠について意匠登録を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

特104条の3（特許権者等の権利行使の制限）

特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟において、当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に対しその権利を行使することができない。

2 前項の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

3 第123条第2項ただし書の規定は、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者以外の者が第1項の規定による攻撃又は防御の方法を提出することを妨げない。

【第1項】権利行使の制限

(1) 対象となる訴訟：特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟

(2) 対象となる特許：当該特許が特許無効審判により又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認められるとき→H22-33-5、H16-5-3、H14-6-2

① 「特許無効審判により」：必ずしも無効審判の請求が行われる必要はない

② 「延長登録無効審判により」：延長登録無効審判により延長登録が無効にされるべきものと認められるときも、権利行使が制限される

② 「無効にされるべきもの」：権利者は被告が主張する全ての無効理由に対する反論が必要

(3) 対象となる権利行使：相手方に対する権利行使

「相手方」：その訴訟における他方の当事者、すなわち被告→その当事者間に限りの効果→対世的効果ではない

(4) 抗弁の手續：攻撃又は防御の方法を記載した書面を裁判所に提出

→審理を不当に遅延させる場合には、裁判所は却下可能（2項）。

→該書面の提出があった場合には、裁判所は、その旨を長官に通知（特168条5項）。

【第2項】審理の不当遅延防止

(1) 攻撃又は防御の方法を記載した書面を却下の決定可能

申立て又は職権で行う。→H20-10-(ハ)、H19-48-4、H17-58-2

(2) 却下の決定がされた場合でも、無効審判の請求は可能

【第3項】抗弁の主張適格

共同出願違反と冒認出願を無効理由とする場合

→特許を受ける権利を有する者以外の者であっても主張可。

注：上記無効理由による特許無効審判は特許を受ける権利を有する者のみ請求可能（特123条2項ただし書）

注意：

- ・ 実用新案法、意匠法に準用規定あり（実30条、意41条）
- ・ 商標法では特104条の3第1項および2項のみ準用（商39条）。

その他の注意事項：

- ・ 冒認出願であっても先願権が認められる（従前の特39条6項は削除）
- ・ 移転登録があった場合には、真の権利者に特許証を交付（特28条）

3－１． 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止

特126条（訂正審判）

- 2 訂正審判は、特許無効審判が特許庁に係属した時からその審決（請求項ごとに請求がされた場合にあっては、その全ての審決）が確定するまでの間は、請求することができない。

【第２項】 請求の時期的要件

請求時期

無効審判が特許庁に係属したときから審決確定までの間は不可（訴えの提起後90日以内の特例が削除された）。

関連条文：164条の2（予告審決）で指定された期間内において訂正の請求が可能。

特164条の2（特許無効審判における特則）

審判長は、特許無効審判の事件が審決をするのに熟した場合において、審判の請求に理由があると認めるときその他の経済産業省令で定めるときは、審決の予告を当事者及び参加人にしなければならない。

- 2 審判長は、前項の審決の予告をするときは、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定しなければならない。
- 3 第157条第2項の規定は、第1項の審決の予告に準用する。

【第１項】 審決の予告

(1) 主体：審判長

(2) ① 特許無効審決（請求認容審決）するのに熟した場合（棄却審決の場合は予告しない）

② その他経済産業省令で定めるとき

③ 当事者・参加人に対して予告

【第２項】 訂正の請求

審決の予告をするときは、訂正請求のための期間を指定する。

【第３項】 準用

特157条2項（審決の内容）を準用。

注意：

・ 実用新案法、意匠法、商標法における規定なし。

3-2. 審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止 追加規定

特17条の4（訂正に係る明細書、特許請求の範囲又は図面の補正）

特許無効審判の被請求人は、第134条第1項若しくは第2項、第134条の2第5項、第134条の3、第153条第2項又は第164条の2第2項の規定により指定された期間内に限り、第134条の2第1項の訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。

【第1項】特許無効審判

- (1) 対象：特134条2項の訂正の請求書添付の訂正明細書・特許請求の範囲・図面
訂正請求書自体は、訂正請求事件が特許庁に係属している限り、補正をすることができる。→H14-49-4
- (2) 時期：① 答弁書提出期間（特134条1項）、② 請求書補正の許可による答弁書提出期間（特134条2項）、③ 訂正請求を認めない場合における意見申立期間（特134条の2第5項）、④ 特許無効審判請求棄却審決取消判決確定による審理開始の際の申立による訂正請求のための指定期間（特134条の3）、⑤ 職権審理に対する応答期間（特153条2項）、⑥ 特許無効審判における予告審決の際における訂正請求のための指定期間（特164条の2第2項）

特134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

特許無効審判の被請求人は、前条第1項若しくは第2項、次条、第153条第2項又は第164条の2第2項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする。

【第1項】訂正の請求→H22-26-1

- (1) 特許無効審判における訂正可能時期→H15-19-(ハ), H13-22-(ハ)
- ① 答弁書提出の指定期間内（特134条1項）
 - ② 補正許可に対する答弁書提出の指定期間内（特134条2項）
 - ③ 請求棄却審決の取消判決確定による審理再開の際の申立てに対する指定期間内（特134条の3第1項）
 - ④ 特153条2項による指定期間
 - ⑤ 無効審決の予告があったときの指定期間内（特164条の2第2項）

(2) 訂正の目的→訂正審判と同じ

- ① 請求の範囲の減縮
- ② 誤記又は誤訳の訂正
- ③ 明瞭でない記載の釈明
- ④ 従属項を独立項に変更する訂正

(3) 訂正の請求を認めるか否かの判断は審判の審決をもって判断される（逐条解説）

- ① 審決取消訴訟又は再審で審決が取り消されると訂正の認容も取り消される
- ② 訂正は無効審判の審決の確定で確定
- ③ 申立て又は請求取下げの場合→訂正請求は認めず

(4) 審判長に対して行う

3－3．審決取消訴訟提起後の訂正審判の請求の禁止 変更なしの規定

特134条の3（取消しの判決があった場合における訂正の請求）

審判長は、特許無効審判の審決（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第181条第1項の規定による取消しの判決が確定し、同条第2項の規定により審理を開始するときは、その判決の確定の日から1週間以内に被請求人から申立てがあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができる。

無効請求棄却審決取消の判決確定に対する訂正の請求

→H20-13-2, H17-51-2

- (1) 要件：① 特許無効審判請求棄却（不成立）審決の取消の判決が確定したこと
- ② 特181条2項による審理が再開されたこと
- ③ 判決確定の日から1週間以内に被請求人から申立てがあつたこと
（∵必ず訂正の機会を確保する必要はないため）
- (2) 効果：審判長が被請求人の訂正請求のための期間を指定できる（裁量行為）。

→H23-52-5

注意：

- ・ただし、従前の差戻し決定（旧特181条2項～4項）および、対応する訂正の機会の規定（旧特134条の3第2項～5項）は削除

4. 再審の訴え等における主張の制限

特104条の4（主張の制限）

特許権若しくは専用実施権の侵害又は第65条第1項若しくは第184条の10第1項に規定する補償金の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）において、当該審決が確定したことを主張することができない。

- 一 当該特許を無効にすべき旨の審決
- 二 当該特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決
- 三 当該特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決であつて政令で定めるもの

（1）内容

特許権若しくは専用実施権の侵害又は補償金請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、第1号～第3号の審決確定があつた場合

→終局判決に対する再審請求の理由として主張することができない。

第1号 特許無効審決確定

第2号 存続期間の延長登録無効審決確定

第3号 訂正審決確定（政令で定めるもの）

（2）具体的事案例

第1号及び第2号

- ・特許権侵害訴訟で権利者勝訴判決確定後に無効審決確定しても、敗訴側（侵害者）は再審請求できない。

第3号

- ・特許権侵害訴訟で権利者勝訴判決確定後、訂正により侵害品が技術的範囲外となつても、敗訴側（侵害者）は再審請求できない。
- ・特104条の3（無効の抗弁）で権利者敗訴判決確定後、訂正により抗弁事由が解消しても、敗訴側（権利者）は再審請求できない。

注意：

- ・差止請求については解除される
- ・刑事訴訟法の再審事由については主張の制限なし（刑訴435条）
- ・実用新案法、意匠法に準用規定あり（実30条、意41条）

商38条の2（主張の制限）

商標権若しくは専用使用権の侵害又は第13条の2第1項（第68条第1項において準用する場合を含む。）に規定する金銭の支払の請求に係る訴訟の終局判決が確定した後に、次に掲げる審決又は決定が確定したときは、当該訴訟の当事者であつた者は、当該終局判決に対する再審の訴え（当該訴訟を本案とする仮差押命令事件の債権者に対する損害賠償の請求を目的とする訴え並びに当該訴訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償及び不当利得返還の請求を目的とする訴えを含む。）においては、当該審決又は決定が確定したことを主張することができない。

- 一 当該商標登録を無効にすべき旨の審決
- 二 当該商標登録を取り消すべき旨の決定

特104条の4を参照

注意：

・取消審決については規定なし

5－1． 審決の確定範囲等に係る規定の整備 訂正審判の請求

特126条（訂正審判）

- 3 2以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに第1項の規定による請求をすることができる。この場合において、当該請求項の中に1の請求項の記載を他の請求項が引用する関係その他経済産業省令で定める関係を有する一群の請求項（以下「一群の請求項」という。）があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。
- 4 願書に添付した明細書又は図面の訂正をする場合であつて、請求項ごとに第1項の規定による請求をしようとするときは、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て（前項後段の規定により一群の請求項ごとに第1項の規定による請求をする場合にあっては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て）について行わなければならない。

【第3項】 請求の範囲の訂正

- (1) 2以上の請求項がある場合→請求項ごとに請求できる。
- (2) 一群の請求項がある場合→一群の請求項ごとに請求しなければならない。

一群の請求項の例：

請求項1： α かつ β を備える装置

請求項2：さらに γ を備える請求項1記載の装置

なお、この場合、請求項2を、「 α かつ β かつ γ を備える装置」と訂正（特126条1項4号）することにより、一群の請求項ではなくなり、請求項ごとに訂正できるようになる。

【第4項】 明細書又は図面の訂正

- (1) 請求項ごとに訂正する場合

→明細書又は図面の訂正に対応する請求項全てについて訂正する。

- (2) 一群の請求項ごとに訂正する場合

→明細書又は図面の訂正に対応する請求項を含む一群の請求項全てについて訂正する。

注意：

- ・ 実用新案法、意匠法、商標法における規定なし。

5－2．審決の確定範囲等に係る規定の整備 訂正請求

特134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

- 2 二以上の請求項に係る願書に添付した特許請求の範囲の訂正をする場合には、請求項ごとに前項の訂正の請求をすることができる。ただし、特許無効審判が請求項ごとに請求された場合にあっては、請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。
- 3 前項の場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。
- 9 第126条第4項から第8項まで、第127条、第128条、第131条第1項、第3項及び第4項、第131条の2第1項、第132条第3項及び第4項並びに第133条第1項、第3項及び第4項の規定は、第1項の場合に準用する。この場合において、第126条第7項中「第1項ただし書第1号又は第2号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第1項ただし書第1号又は第2号」と読み替えるものとする。

【第2項】請求項ごとに訂正

原則：2以上の請求項→請求項ごとに訂正「できる」

例外：無効審判が請求項ごとに請求された場合→請求項ごとに訂正「しなければならない」

【第3項】一群の請求項ごとに訂正

一群の請求項がある場合→一群の請求項ごとに訂正「しなければならない」

理由：明細書等の一覧性欠如を防止するため。

事例：

請求項1： α 及び β を備える装置

請求項2：さらに γ を備える請求項1記載の装置

→請求項1，2に対して、別々に無効審判X，Yがされた

請求項1を「 α 及び β' を備える装置」と訂正請求

→訂正認容・無効審判棄却審決

→権利内容は「 α 及び β' を備える装置」

請求項2を「さらに γ' を備える装置」と訂正請求

→訂正不認容・無効審判棄却審決

→権利内容は「さらに γ を備える請求項1記載の装置」

⇒この場合に、請求項2は訂正前の請求項1を引用していることになる（一覧性欠如）

【第9項】訂正審判の規定の準用

第126条4項を準用 明細書を訂正する場合に同じ制限

特126条7項「第1項ただし書第1号又は第2号」

→「特許無効審判の請求がされていない請求項に係る第1項ただし書第1号又は第2号」と読み替える。→H14-26-2，H12-50-2

特128条を準用

審決が確定したときは、訂正後における明細書等により設定登録されたものとみなす。→H19-22-3

特133条1項、3項及び4項を準用→訂正請求の請求書が方式違反（特131条違反）の場合には、補正命令がされ、補正をしない場合又は補正が要旨変更の場合は、手続きが決定却下される。（参考：却下決定に対しては特178条の訴えを提起することができる）

注意：

・実用新案法、意匠法、商標法における規定なし。

5－3．審決の確定範囲等に係る規定の整備 審決の確定

特167条の2（審決の確定範囲）

審決は、審判事件ごとに確定する。ただし、次の各号に掲げる場合には、それぞれ当該各号に定めるところにより確定する。

- 一 請求項ごとに特許無効審判の請求がされた場合であつて、一群の請求項ごとに第134条の2第1項の訂正の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 二 一群の請求項ごとに訂正審判の請求がされた場合 当該一群の請求項ごと
- 三 請求項ごとに審判の請求がされた場合であつて、第1号に掲げる場合以外の場合 当該請求項ごと

(1) 原則：審判事件ごと

(2) 例外：

- ①請求項ごとに無効審判＋一群の請求項ごとに訂正請求→一群の請求項ごと
- ②一群の請求項ごとに訂正審判→一群の請求項ごと
- ③請求項ごとに審判請求（①以外）→請求項ごと

5－4．審決の確定範囲等に係る規定の整備 請求の取下げ

特155条（審判の請求の取下げ）

- 4 請求項ごとに又は一群の請求項ごとに訂正審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。

【第4項】

訂正審判及び訂正請求のいずれも取下げはその全体

特134条の2（特許無効審判における訂正の請求）

- 7 第1項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第17条の4第1項の補正をすることができる期間内に限り、取り下げることができる。この場合において、第1項の訂正の請求を第2項又は第3項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全ての請求を取り下げなければならない。
- 8 第155条第3項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第1項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

【第7項】訂正請求の取り下げ

- (1) 特17条の4第1項の補正期間内に限り、訂正請求の取り下げ可能
- (2) 請求項ごと又は一群の請求項ごとに訂正請求した場合
→全ての請求を取り下げなければならない

【第8項】無効審判の取り下げ

- (1) 無効審判が請求項ごとに取り下げられた場合
→訂正請求は請求項ごとに取り下げられたものとみなす
- (2) 無効審判に係る全ての請求が取り下げられた場合
→訂正請求は全て取り下げられたものとみなす

注意：

・ 実用新案法、意匠法に準用規定あり（実41条、意41条、意58条2項, 3項）

5－5．審決の確定範囲等に係る規定の整備 追加規定

特126条（訂正審判）

特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 特許請求の範囲の減縮
- 二 誤記又は誤訳の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする
こと。

【第1項】請求の主体的・客体的要件

- (1) 請求人：特許権者→現在又は最終的な特許権者
→設定登録を受けた特許権者甲から特許権を特許権者乙へ移
転した場合、消滅後に訂正審判を請求できる者は乙。
- (2) 目的：無効審判などの攻撃に備えるという目的を達するためには最小限の範

囲で訂正を認めれば十分なため目的が制限される。→H18-51-(イ), H18-51-(ニ)

- ① 請求の範囲の減縮（内的付加のみならず、発明特定事項を追加する外的付加も可能。ただし、第6項による制限は受ける。）
- ② 誤記又は誤訳の訂正
- ③ 明瞭でない記載の釈明
- ④ 従属項を独立項に変更（一群の請求項を単位とする訂正等を望まない場合の対応策）

(3) 訂正明細書、訂正特許請求の範囲、訂正図面について補正が可能（特17条の4第2項）

実14条の2（明細書等の訂正）

2 前項の訂正は、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

- 一 実用新案登録請求の範囲の減縮
- 二 誤記の訂正
- 三 明瞭でない記載の釈明
- 四 他の請求項の記載を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとする

【第2項】訂正の目的

- (1) 請求の範囲減縮（1号）
- (2) 誤記の訂正（2号）
- (3) 明瞭でない記載の釈明（3号）
- (4) 従属項を独立項に変更（4号）

6. 無効審判の確定審決の第三者効の廃止

特167条（審決の効力）

特許無効審判又は延長登録無効審判の審決が確定したときは、当事者及び参加人は、同一の事実及び同一の証拠に基づいてその審判を請求することができない。

- (1) 当事者系の審判に適用：特許無効審判、延長登録無効審判
第三者は同一事実及び同一証拠で審判請求可能（∴何人も→当事者及び参加人）
- (2) 請求棄却審決があった場合に適用される。理由：認容→遡及消滅
- (3) 審決確定後の審判請求に対して適用
当事者及び参加人は登録がなくても審決を知り得る（∴確定審決の登録→審決確定）
- (4) 「同一の事実及び同一の証拠」：いずれかが異なれば適用なし→H14-37-1, H14-37-2
 - ① 「事実」：例えば、出願日前に刊行物記載で新規性なしという事実
 - ② 「証拠」：引用例（第何ページまで含む）。同一の文献でも引用部分、立証されるべき技術内容が異なれば非同一。
- (5) 判定には適用なし
- (6) 重要判例：（平成12.1.27）平成7年（行ツ）105号最高裁
「無効審決が登録される前に同一事実及び同一証拠に基づいて無効審判の請求があった場合、その後、確定した請求棄却審決が登録されても、その登録時点で既に係属している前記無効審判の請求は不適法となるものではない」→H20-4-(ロ)

注意：

- ・ 実用新案法、意匠法、商標法に準用規定あり（実41条、意52条、商56条1項）

7. その他

(1) 各種料金の引き下げ

- ①特許料等の減免制度の拡充 特109条, 特195条の2
- ②意匠登録料の引下げ 意42条
- ③国際出願の調査手数料の引下げ
- ④審査請求手数料の引下げ

(2) 発明の新規性喪失の例外規定の見直し 特30条

- ①集会（学会・博覧会）での発表、展示、販売・配布、記者発表、テレビ・ラジオでの発表も適用対象
- ②内外国特許公報等に掲載されて新規性を喪失した場合は除外

注意：

- ・ 権利者の行為に起因して公開された発明が複数存在する場合の取扱い（手引き参照）

原則：公開された発明ごとに手続

例外：以下の（i）又は（ii）の場合は、証明書面の提出を省略可能

（i）手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、手続を行った発明の公開行為と密接に関連する公開行為によって公開された発明

（ii）手続を行った発明と同一であるか又は同一とみなすことができ、かつ、権利者又は権利者が公開を依頼した者のいづれでもない者によって公開された発明

(3) 出願人・特許権者の救済規定の見直し

- ①外国語書面出願及び外国語特許出願の翻訳文提出（特36条の2、特184条の4）
- ②特許料等の追納（特112条の2）

注意：

- ・ 「正当な理由」で足りる（不責事由まで要求されない）
- ・ 商標法については、救済手続が可能な最長期間は、期間経過後6月のまま

(4) 商標法の改正

- ①商標権消滅後1年間の登録排除規定の廃止 商4条1項13号, 同条4項
⇒ 号番号の繰上げはしない（∴影響大）
⇒ 4条1項15号の適用の可能性あり
- ②対象博覧会の見直し 商9条1項, 4条1項9号

(5) 不正競争防止法の改正

①技術的制限手段回避装置等に係る規制強化

- ⇒技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする機能を有する装置等であって当該機能以外の機能を併せて有するものを、技術的制限手段の効果を妨げることにより影像の視聴等を可能とする用途に供するために譲渡等する行為を規制の対象に追加（不競2条1項10号，11号）
- ⇒不正の利益を得る目的で、又は営業上技術的制限手段を用いている者に損害を加える目的で、2条1項10号又は11号に掲げる不正競争を行った者を刑事罰の対象に追加（不競21条2項4号）

②刑事訴訟手続における特例（不競23条～31条、不正競争防止法2011参照）

(i) 秘匿決定（不競23条1項～3項）

裁判所は、

- ・被害者の申出により、当該事件に係る営業秘密を構成する情報の、
 - ・被告人等の申出により、それらの者の保有する営業秘密を構成する情報の、
- それぞれ全部又は一部を特定させることとなる事項につき、公開の法廷で明らかにしない旨の決定をすることができる。

(ii) 呼称等の決定（不競23条4項）

裁判所は、秘匿決定をした場合には、秘匿決定の対象となった事項（営業秘密構成情報特定事項）に係る名称その他の表現に代えて、公開の法廷で用いるべき呼称その他の表現を定めることができる。

(iii) 起訴状の朗読（不競24条）

営業秘密構成情報特定事項を明らかにしない方法で起訴状を朗読する際は、被告人に起訴状を示さなければならない。

(iv) 尋問等の制限（不競25条）

裁判長は、秘匿決定があった場合において、訴訟関係人のする尋問等が営業秘密構成情報特定事項にわたるときは、これを制限することができる。尋問等の制限に従わない検察官、弁護人に対しては処置請求ができる。

(v) 公判期日外の証人尋問等（不競26条）

裁判所は、秘匿決定をした場合において、一定の要件が認められるときは、公判期日外において証人等の尋問又は被告人質問を行うことができる。

(vi) 要領記載書面の提示命令（不競27条）

裁判所は、呼称等の決定や、公判期日外の証人尋問等をするにあたり、検察官及び被告人又は弁護人に対し、訴訟関係人のすべき尋問等に係る事項の要領を記載した書面の提示を命ずることができる。

(vii) 証拠書類の朗読（不競28条）

秘匿決定があった場合、証拠書類を朗読する際には、営業秘密構成情報特

定事項を明らかにしない方法で行なわなければならない。

(viii) 証拠開示の際の営業秘密の秘匿要請（不競30条）

検察官又は弁護人は、取調べを請求した証拠書類等を相手方に開示するに当たり、その相手方に対し、営業秘密の内容を特定させることとなる事項を、被告人を含む関係者に知られないようにすることを求めることができる。

以上

